

島根県議会において平成25年6月26日付で決議された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書”（文中では「当該意見書」と記します）は地方自治法99条の趣旨に明確に背くものです。

よって当該意見書の撤回決議を求める請願を提出します

令和二年八月二十八日安倍総理は記者会見で辞任を表明されました。

歴代最長となった政権においては、外交や安全保障を始めとして多くの実績を残されました。

なかでも、平成二十七年八月十四日、戦後70年を迎えるにあたって、閣議において正式に決定された安倍内閣総理大臣談話を出されたことは、戦後の価値観に一石を投じたという意味において大変意義深いものでした。

その談話の中には次のような一文があります。

「私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。しかし、それでもなお、私たち日本人は、世代を超えて、過去の歴史に真正面から向き合わなければなりません。謙虚な気持ちで、過去を受け継ぎ、未来へと引き渡す責任があります」

この談話の中で、とりわけ重要な一節であると思われます。

本年2月の県議会に提出させていただいた請願書には、目良浩一先生たちのアメリカでの慰安婦像撤去に向けての活動について取り上げさせていただきました。目良先生はその活動の動機について

「米国で韓国側の説が流布されると、日本人は悪徳人種であるとされて、差別される。そして一度その差別感が広がると、なかなか消滅しない。おそらく100年かそれ以上にわたって人々の心に残り、日本人の子孫が長く悩み続けるであろうという危惧が、多くの在米日本人の脳裏を襲ったのです」

安倍談話と目良先生たちの危機感、それぞれその根底において全く同じ論理性を持つものであることがよく分かります。我が国の中で、このことに正面から異論を唱える人はいないはずで

しかし、他の手段をもって様々なかたちで、悪意を持った企みは実行されているのです。

昨年、開催された「あいちトリエンナーレ」は昭和天皇の肖像写真を燃やしたものや旧日本軍兵士を貶める展示物、少女像などと称する慰安婦像など、紛れもない日本人に対する悪質なヘイト行為でした。

これに対して、河村たかし名古屋市長は次のように批判しています。

「展示内容がけしからんからやめなさいと言っているのではありません。県民、市民の税金の使い方として不適切だから中止すべきだと言っている。実行委員会形式となっはいるが、県主催の公共事業であり、公共が展示内容は正しいことを裏書きしている効果が生じてしまう」

現在に至るまでに、当該意見書の不当性を様々な視点から指摘させていただきましたが、それについて真摯にご議論をしていただくこともなく、当然説得性のある反論もいただけませんでした。

しかし、当該意見書の内容がこれほどまでに不当なものであるにもかかわらず、70万人の島根県民の代表である島根県議会が認め続けていれば、その裏書効果の発信も消えることはありません。

事実として2014年にカリフォルニア母の会が島根県議会に送られたという書簡には「慰安婦像設置推進派であるグレンデール市のキンテロ議員に「日本の多くの地方議会も慰安婦決議案を採択していると、慰安婦像設置を合理化する理由のひとつとして慰安婦問題についての島根県をも含めた日本の地方自治体の意見書を持ち出されたことです」と記されていました。

この裏書効果が国際社会での慰安婦像の増加につながり、それは確実に「私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてしまう」ことになるのです。

令和元年6月4日に提出、受理して頂いた撤回を求める請願書では、朝日新聞の虚偽報道の訂正を契機とした全国の多くの自治体が日本政府に対し「慰安婦問題に関する適切な対応を求める意見書」が決議されたことを紹介させていただきました。それらの意見書は全て当該意見書とは真逆の内容であることも申し上げました。

同年6月25日の総務委員会では福田議員が「意見書が採択された当時、基本的に私自身は認識不足、勉強不足だったということは否定しません」と当時の認識が誤りであったことを正式に認められ、他の自治体の例も挙げられ、明確に当該意見書は撤回すべきとのご意見を主張されました。

「君子の過ちは日月の食の如し」（くんしのあやまちはじつげつのしょくのごとし）  
というべき立派な態度であります。

9月議会に提出させていただいた請願書で「当該意見書は地方自治法99条第2項の趣旨に反しています」という指摘に対しても、何のご議論もされておられません。

当該意見書にも、当該意見書とは真逆の意味合いを持つ他の自治体の「慰安婦問題に関する適切な対応を求める意見書」にも、その意見書の最後には「地方自治法99条の規定により、意見書を提出します」との文言があります。

地方自治法第99条第2項は以下のとおりの条文です。

「2 議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる」  
当該意見書が地方公共団体の公益にどのような貢献ができるのですか。公益の阻害要因にしかありません。  
それどころか、当該意見書は将来にわたって我が国の国益を大きく損なう要因の裏書、すなわち裏付けとなることは明白です。

我が国の国益を損なうということは、我が国のすべての地方公共団体の公益を損なうことになるのです。

地方自治法の趣旨に明確に反する当該意見書の速やかな撤回をお願いいたします。